

議案第23号

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月24日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ改正する必要があるからである。

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和43年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する町長等（東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例第2条に規定する町長等をいう。）の期末手当の額は、改正後の同条例第4条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

議案の概要

1 改正理由

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給割合を改正する必要があるからである。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のように改めること。（第4条第3項関係）

支給割合	
改正後	改正前
100分の162.5	100分の167.5

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行すること。
- (2) 令和4年6月に支給する期末手当について、特例措置を設けること。